

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p> <p>(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続)</p> <p>11-4 令第5条の2に規定する加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同条に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減免税明細書」(T-1060)とし、1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))を提出させる。</p> <p>(3) 減税の手続に<u>当たっては</u>、同条に規定する書類の提出のほか、輸出の際に交付を受けた前記11-3の(1)に掲げる輸出許可に係る税關官署の確認済みの確認申告書を提示させる。</p> <p style="text-align: center;">第8節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>(製造工場の承認の要件)</p> <p>13-1 法第13条第1項《製造用原料品の減税又は免税》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。</p> <p>イ 申請者が法第13条第1項又は暫定法第9条の2第1項《<u>経済連携協定</u>に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》の製造工場の承認を取り消された者<u>であつて</u>、その取り消された日から3年を経ない場合</p> <p>ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることが<u>なくなった</u>日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合</p> <p>ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることが<u>なくなった</u>日から2年を経ない場合</p> <p>ニ～ヘ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p> <p>(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続)</p> <p>11-4 令第5条の2《<u>加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続</u>》に規定する加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 同条に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減免税明細書」(T-1060)とし、1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))を提出させる。</p> <p>(3) 減税の手續に<u>当たつては</u>、同条に規定する書類の提出のほか、輸出の際に交付を受けた前記11-3の(1)に掲げる輸出許可に係る税關官署の確認済みの確認申告書を提示させる。</p> <p style="text-align: center;">第8節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>(製造工場の承認の要件)</p> <p>13-1 法第13条第1項《製造用原料品の減税又は免税》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。</p> <p>イ 申請者が法第13条第1項又は暫定法第9条の2第1項《<u>オーストラリア協定</u>に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》の製造工場の承認を取り消された者<u>であつて</u>、その取り消された日から3年を経ない場合</p> <p>ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることが<u>なくなった</u>日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合</p> <p>ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることが<u>なくなった</u>日から2年を経ない場合</p> <p>ニ～ヘ (同左)</p>

【別紙2】

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2) (省略)	(2) (同左)